

「精神科救急医療における COVID-19 対応について」 9.その他意見より

- 精神科単科病院における感染症対策にバラつきがあることから、陽性者の院内隔離等の必要が生じた際に不安がある。
- 救急医療体制の見直しは検討中の段階です。
- 措置入院については県立こころの医療センターでのみ受入。
- 感染症と精神疾患の重症度に応じた入院先の調整が困難である。
- 参画医療機関は概ね協力的であるが、院内感染対策は不十分な部分も垣間見られる。措置診察のための診察や移送等、精神保健福祉行政としての対策については、感染が拡大し始めた 2 月から、医療機関、警察、感染症担当部署との協議を重ねているところではあるが、多忙かつ初めての試みであり、未だ実例が発生していないこともあり、今後一層の連携をしていく。
- 本県では、精神科疾患の新型コロナウイルス感染症の医療体制を整理し、このたび「【精神科コロナ重点医療機関】の設置」について記者発表（5 月 1 日）した。
重点医療機関に係る診療や医療体制の運用について調整を進める中で、必要な設備の整備や医療物資等の措置をしていく予定。
- 陽性者は基本的には管轄保健所の感染担当へ相談。措置症状があり陽性だがコロナ症状のない、又は軽症の方で SpO₂ 95%以上保持できる方は県立こころの医療センターの陰圧室（2 床）へ受入可。
- 本県では殆どの当番医療機関が有熟者は受け入れないとのこと。そこで公立精神科病院である国立病院機構 S 病院結核病床・陰圧室（4 床）と県立こころの医療センター（11 床予定）に感染症対応の病床を確保しています。措置入院が必要な有熟者もどちらかで対応することとしています。
- 有熟者であっても他の身体的な症状がなければ受け入れて頂くよう調整をしているが、複数の当番医療機関で受け入れて頂けない事例がある。
- 37.5℃以上の発熱、風邪症状など COVID-19 の感染が疑われる精神科救急対応を要する患者について、県立精神科単科病院で 6 床確保し、受け入れを行っているが、上記基準を満たさないが、COVID-19 感染が疑われる患者について、その他の病院個別の判断での対応となっており、対応に苦慮することがある。
- 県内の精神科病院と WEB 会議を行い、現状と課題を共有した（参加率 86%）どこも医療物資の不足やゾーン分けの困難さから院内感染を恐れており、措置や医療保護入院事例への対応にも支障が出かねない状況である。
- 精神科病院におけるコロナ感染症への対策について、
 - 陽性者で重症の方については、県コロナ本部入院、転院調整センターへ連絡し、感染症指定病院において入院治療を行う。
 - 無症状及び軽症の陽性者については、発生した精神科病院において隔離等の処置を施しながら、院内の感染拡大防止に努める。という対応をお願いしております。
- 本市における精神科救急医療体制の整備については、県と共同で行っているが、今回のアンケートは、当市内の医療機関での状況について回答させていただきました。
- 発熱や咳症状、直近の行動歴が不明であること等を理由に、精神科単科の輪番病院が受入を断る場合があり、必要な病床の確保に苦慮することがある。
- 本市においては現在、精神科病院における新型コロナウイルス感染症への対応について、地域で検討しているところ

ろであり、上記回答内容は、地域の医療機関から了承を得たものではありません。

- 入院後の陽性判明について、個々の状況（当該患者の精神・身体の病状やコロナ治療が可能な病床の空床状況など）を考慮しながら感染症担当部署や京都府、医療機関等とその都度協議、調整をすることになると思います。（一律の対応は難しいと思います）
- 有熱者であっても他の身体的な症状がなければ受け入れて頂くよう調整をしているが、複数の当番医療機関で受け入れて頂けない事例がある。
- 発熱が確認された事例については、他の身体症状がない場合においても医療機関に受け入れていただくことが難しい実情がある。
- 精神科救急医療体制整備事業実施要綱に基づく精神科医療体制連絡調整委員会において、対応についての協議を行っております。
- 結果が纏まりましたら情報提供をお願いします。
- 本県では精神科救急症例や措置入院者の対応について、医療機関ごとに設備や方針が異なることもあり、個別の対応方針は設けておらず、判断基準は各医療機関の方針により対応しています。
- 本県においては「新型コロナウイルス感染症に対応したがん患者・透析患者・障害児者・妊産婦・小児に係る医療提供体制について」（令和2年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）及び「精神科を標榜する医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月3日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る県内精神科医療体制方針の策定に着手し、関係機関・団体等と協議の上、新型コロナウイルス感染症の症状区分と精神科入院形態別（措置入院・医療保護入院・任意入院）に受入医療機関を調整することとした。

調整の結果、新型コロナ感染症無症状・軽症の措置入院又は医療保護入院患者の受入れ先については、県立精神科病院において病棟単位での受け入れを行うほか、地域バランスも考慮して、精神科病院計4ヶ所での受け入れ体制とし、中等症患者の受入れ先については、酸素吸入等の可能な精神科病院及び身体科の感染症指定医療機関等、重症患者の受入れ先については身体科の感染症指定医療機関等とした上で、5月15日に本県の対応方針を関係機関に周知した。

なお、方針の調整に当たり、精神疾患を有する新型コロナ患者の発生に備え、まずは、新型コロナ無症状・軽症患者を受け入れる精神科病院の確保に着手する中、県立精神科病院において、5月連休前に受入病床の運用を開始している。